

不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	健康局保健所感染症対策課 (6 6 4 7 - 0 6 5 6)
処分担当名	同上
処分の名称	不正受給者からの給付額の徴収
概要	<p>予防接種法に基づき、定期又は臨時の予防接種を受けた者が、重い疾病や障害の状態となったり死亡したときは、その疾病、障害または死亡が当該予防接種を受けたことによるものと厚生労働大臣が認定したときは、給付金を支給しています。</p> <p>ただし、偽りその他不正の手段により給付金を受けた者があるときは、国税徴収の例により、その者から受けた給付の額に相当する金額の全部または一部を徴収することがあります。</p>
根拠法令等 及び条項	予防接種法第 1 9 条
処分基準	<p>処分基準 予防接種による健康被害に係る給付金を、偽りその他不正の手段により受けたとき</p> <p>処分の対象 偽りその他不正の手段により給付金を受けた者</p> <p>具体的処分 偽りその他不正の手段により給付金を受けた者があるときは、国税徴収の例により、その者から受けた給付の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することがあります。</p>
ホームページ	
備考	